

会定例会が、9月6日（火）から13日（火）までの会期8日間で開かれました。平成23年第3回鶴田町議原案どおり議決可決7件、承認2件、同意3件）されるとともに8件の報告が終了しました。今回の定例会では、一般会計（4～5ページ参照）ならびに7つの特別会計の22年度決算が提出され、それぞれ認定されました。ここでは特別会計の決算額を紹介します。

【特別会計とは？】

特定の歳入歳出を一般会計の歳入歳出とは区別して、個別に管理・処理するための会計です。

概要

第3回定例会



平成22年度決算報告（特別会計）

国 民健康保険特別会計

歳 入	歳 出	差引残額
21億975万5千円 △7,453万3千円	20億5,985万2千円 △4,076万5千円	4,990万3千円 △3,376万8千円

上段：決算額

下段：対前年度増減

老 人保健特別会計

歳 入	歳 出	差引残額
37万8千円 △1,044万3千円	37万8千円 △1,044万3千円	0円 0円

学 校給食特別会計

歳 入	歳 出	差引残額
6,542万1千円 △179万3千円	6,542万1千円 △179万1千円	0円 △2千円

第1財産区特別会計

歳 入	歳 出	差引残額
513万3千円 △14万8千円	131万5千円 △26万1千円	381万8千円 △40万9千円

第2財産区特別会計

歳 入	歳 出	差引残額
601万3千円 △26万6千円	113万9千円 △22万2千円	487万4千円 △4万4千円

介 護保険特別会計

歳 入	歳 出	差引残額
15億64万円 △87万2千円	14億円7,078万2千円 △1,685万円	2,985万8千円 △1,772万2千円

後 期高齢者医療特別会計

歳 入	歳 出	差引残額
1億1,791万円 △408万1千円	1億円1,741万5千円 △445万2千円	49万5千円 △37万1千円

3月定例会

議決された

主な議案

- 議案第54号 平成22年度鶴田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第55号 平成22年度鶴田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第56号 平成22年度鶴田町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第57号 平成22年度鶴田町学校給食特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第58号 平成22年度鶴田町第1財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第59号 平成22年度鶴田町第2財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第60号 平成22年度鶴田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第61号 平成22年度鶴田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第62号 平成23年度鶴田町一般会計補正予算（第3号）案
- 議案第63号 平成23年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案
- 議案第64号 平成23年度鶴田町水道事業会計補正予算（第1号）案
- 議案第65号 平成23年度鶴田町介護保険特別会計補正予算（第2号）案
- 議案第66号 鶴田町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案
- 議案第67号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるについて 専決第7号 鶴田町税条例等の一部を改正する条例
- 議案第68号 雪寒機械（グレーダー）購入契約について
- 議案第69号 町道の路線の認定について
- 議案第70号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるについて 専決第8号 つがる西北五広域連合規約の変更について
- 報告第5号 専決処分した事項の報告について 専決第6号 損害賠償の額の決定について
- 報告第6号 平成22年度鶴田町健全化判断比率の報告について
- 報告第7号 平成22年度鶴田町病院事業会計資金不足比率の報告について
- 報告第8号 平成22年度鶴田町水道事業会計資金不足比率の報告について
- 報告第9号 平成22年度鶴田町下水道事業会計資金不足比率の報告について
- 報告第10号 平成22年度鶴田町病院事業経営健全化計画の実施状況の報告について
- 報告第11号 平成22年度鶴田町教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書について
- 報告第12号 株式会社鶴の里振興公社の経営状況について
- 議案第71号 鶴田町副町長の選任について（山本一郎氏）
- 議案第72号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて（笹森慎一氏）
- 議案第73号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて（長内齋氏）

一般質問

9月定例会 一般質問の要旨をお知らせします

新谷賢剛議員

所属会派 日本共産党

今後の国保財政の見通しと、国保会計の運営について問う

- 来年度以降の国保基金残高の見通しはどうなるか
- 現在の国保税水準を、今後も維持すべきと考えるが、どうか

- 町事業発注にあたつての、指名業者選定の基準について問う
- 農業政策について問う

- 農家所得向上策としての町特產品目の一層の定着化と開発について
- 福島原発事故での、町農産物への風評被害対策を問う

答弁 II 中野町長
まず今後の国保財政の見通しと、国保会計の運営についてと、質問でござります。

国保財政は、存知のとおり、加入者の多くが自営業者であり、農業従事者でもあります。さらに退職後の高齢者など、所得基盤の脆弱な低所得者が多く、とりわけ当町においては保険税の軽減世帯が50%を超えており、国保会計全体に占める保険税収入は19%と非常に低い状況にあります。

従いまして、国保会計の運営に当たりましては各種補助金や一般会計および国保財政基金の繰入に大きく依存しているのが現状であります。

去る8月18日には、青森県国民健康保険団体連合会理事長として、副理事長の鳴海黒石市長とともに市町



ご質問の来年度以降の国保財政基金残高の見通しについてございまいますが、平成20年度後期高齢者医療制度の施行に伴い、近隣各市町村は、軒並み税率を大幅に上げております。

当町においては、国保財政基金が

次に、現在の国保税水準を今後も維持すべきことについてございますけれども、先ほども述べましたとおり、基金の残高がなくなる見込みであります。

さらに、平成22年度および今議会でご審議をいただく、平成23年度補正予算にも計上しておりますが、一般会計より2年連続で約2500万円の繰入をしております。

今年度の決算の状況にもよりますが8月までの推移および今年度までの基金の繰入状況、さらに東日本大震災の影響により長年交付を受けている特別調整交付金もその財源のほとんどが被災地の復興財源に向けられていますことが懸念をされております。

これらの状況を考慮いたしますと、平成24年度は一般会計より今年度同様2500万円の繰入をしたとしてもなお8000万円程の財源不足が生じるものと思われます。

次に農業問題でございますが、1点目の農家所得向上策として町の特產品目の一層の安定定着と開発についてでありますけども、町の特產品目となりうるような新たな候補作目

村国保財政の安定を図るために、厚生労働省、本県選出国会議員および国保中央会へ要望書を提出したところでもあります。

その内容につきましては、国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合を引き上げるなど、国の責任において実行ある措置を講じられること。また、重度心身障害者・乳幼児・妊娠婦・一人親等の医療機関窓口における一部負担金の免除や軽減をする、各種医療費助成制度等市町村単独事業の実施に伴う、国庫負担等の減額措置を廃止するよう強く要望いたしております。

約2億円ありましたので、その残額があるうちにはこれ以上税率を上げないということで、平成20年度に3%値上げさせていただき、ここまで来たわけでございます。

平成20年度時点の見込では、平成24年度までは基金の繰入で賄うことができるという試算であります。が、その後のリーマンショックや不況の影響で課税所得が下がり、税収確保が困難な状況にあり、このままの状況が続きますと基金の取り崩しが増え、今年度、平成23年度末の残高は、48万8000円、来年度、平成24年度末には基金の残高がなくなる見通しであります。

次に町発注工事にあたつての、指名業者選定の基準についてお尋ねでございます。

指名業者については、鶴田町建設工事指名業者等選定規程に沿って選定されることになります。

町内外の各事業者から提出された指名競争入札参加資格審査申請書に基づき、建設工事の施工能力審査を行い、その審査結果に基づいて建設工事の種類毎に等級が決定されます。

指名業者の選定基準は、当該建設工事の種類及び請負工事設計額に応じ、これに対応する等級に属する等級名簿搭載業者の中から選定されることがあります。

当町は他町村に比較して格段に保険税が安いことを考えると、来年度は税額を検討せざるを得ないと考えております。

所得水準が低く、これ以上の負担増が厳しいことは承知している所ではございますが、国保の運営上どうしても最低限の検討をせざるを得ない状況にあることをご理解をいただきたいたいと思います。

いずれにいたしましても、今年度の決算見込が概ね出た段階で改めて方針をお示したいと考えております。



につきましては、今現在は、果樹複合を視野に、スチューベンブドウのほか、サクランボやモモの栽培への取組が見られるところであります。

ご質問の特産品目の開発についてでございますが、これから振興作物として、リンゴやモモなどと同じバラ科に属するネクタリンや、7月29日に視察研修を実施したブルーベリーも候補品目であると思つております。

そのほか、畑作物としては、アスピラガスも候補品目の一つであると思つております。

近年、当町においても、リンゴ園などの管理粗放園が見られ、そのことから、伐採、抜根し、平畑化された園地も見受けられるようになります。このような一定程度の広さをした。このように、園地を利用し、なおかつ、一度植栽することにより、数年間の収穫が見込め、収穫時期も4月下旬頃から5月、そして7月、8月は株を養成しながら収穫が期待出来るアスパ

ラガスは、リンゴ農家の場合なども春先の収入確保の手助けになりますし、栽培面積が大きい場合は、つるにしき農協鶴翔支店、つがる白神支店の予冷施設の利用と共に選出荷も可能であることも、強みではないかと思うところであります。

このほか、もう一つには、「アンドウ」であります。このアンドウについて少し申しますと、アスパラガスと同じように、一度植栽しままで幅広い人気があります。

特に、お盆や秋彼岸の需要は大きく、この時期に合わせた採花は、収入金額を大きく左右するものと思つております。

また、このアンドウは、乾燥にとても弱い植物ですので、栽培する土地は常に湿っている状態が好まれますので、そういうことからしますと、通常の平畑ではなく、特に転作田を利用した栽培に向いておりますので、水稻を中心としている農家には、取り組むべき候補品目に成りうるのではと思つております。

以上のように、特産品目となりうるような、新たな品目について幾つか申し述べましたが、これら品目の一層の定着化のため、これらへの取組を希望する農家と、その事業量を把握し、そのことを翌年度の予算に反映できるよう、事務を進めるべく検討しているところであります。

私は特に来年度の予算編成に当たっては、農業情勢が厳しいから思い切った予算を組まなければならぬ。

ラガスは、リンゴ農家の場合なども春先の収入確保の手助けになりますし、栽培面積が大きい場合は、つるにしき農協鶴翔支店、つがる白神支店の予冷施設の利用と共に選出荷も可能であることも、強みではないかと思うところであります。

こういうことも指示していることを付け加えて申し上げます。

大きく影響してくるものと思っております。そのため、本県においては、国の「消費・安全対策交付金事業」により、放射性物質の濃度把握のための検査機器の整備と合わせ、7月から「農林水産物安全・安心モニタリング調査事業」を実施しております。このモニタリング調査事業では、水桶、リンゴ、ブドウ、トマトが当町の調査品目となつており、それぞれの品目に応じ、来年3月までモニタリング調査が行われることになつております。

この様なモニタリング調査については、当町においても町の主要な農産品目である、コメ、リンゴ、ブドウについて、県の事業とは別に、国補助事業を活用した、町の事業として実施することとしており、係員の事業経費については、今定例議会に予算計上しているところであります。そのほか、町の単独事業として、放射性物質検査を希望する農家の検査試料の検査機関への配達や、検査費用の一部を助成する「町放射性物質検査助成事業」も実施することとしているところであります。

このような、安全性を確保した流通は、風評被害に対する極めて効果的な対策のひとつであり、生産地から出荷、流通される農畜産物は、放射性物質検査などにより安全が確保されているものであることは、裏を返せば、「市場に出回っている食品等については、安全な物、いわゆる安全な物しか出回っていない」とする

ことが、風評被害対策への最大効果であると思っているところであります。これまでの、放射性物質による食品の汚染問題は、本県は元より、当町の農産物の流通や販売価格にも

答弁=山本副町長
町の請負工事発注にあたつての指名業者選定基準についてのご質問であります。が、2千万円以上の請負工事等は、事業主体となる担当課の指名業者選定について、指名審査会において審査しております。審査基準は、町建設工事指名業者等選定規程に従い、審査をしております。

【広報つるた有料広告】

津軽地域で9回目 の開催です。 出張無料相談会開催!

債務整理 過払い金請求 自己破産 個人再生
借金問題解決 のお手伝いを致します!
●過払い金の請求
(遅滞中はもちろん、完済から10年以内)
●月々の返済を楽にしたい。
●とにかく返済に困っている。
…など

11/25(金) ★弘前総合学習センター
9:00~21:00
★五所川原市立辰武多の館
9:00~17:00 (17:00以降も
随時対応)

11/26(土) ★弘前総合学習センター
9:00~21:00
★黒石市産業会館
9:00~21:00

11/27(日) ★弘前総合学習センター
9:00~21:00
★五所川原市立辰武多の館
9:00~17:00 (17:00以降も
随時対応)

当日は予約制ですので
必ずお電話下さい。
0120-113-314
(受付時間 平日・土曜日 10:00~20:00)
*上記以外にも随時出張しております、個別の相談も承りますので、まずはお電話下さい。



あらゆる相談にお答えいたします。無料の相談会でのお気軽にご相談ください。

弁護士 中島賀信
東京弁護士会所属登録番号34985号

出張期間中は携帯電話へ。TEL:080-4123-1996
●交渉方針：借金減額、金利削減、元金のみ60回払い
●弁護士費用：毎月の支払いをストップした後から分割払い可
●ご依頼者のプライバシー厳守
セキュアトラスト法律事務所
東京都渋谷区渋谷1-8-3 TOC第一ビル6F
TEL:03-5774-1521(代表)
Mobile http://saimu0.net (24時間受付)

■有料広告の問い合わせは 総務課 まちづくり班 (内線263) まで